

天王寺区 民間事業者を活用した小・中学生学習支援事業
協定にかかる令和__年度 細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、天王寺区 民間事業者を活用した小・中学生学習支援事業協定書（以下、「協定書」という。）に基づく事業（以下、「本事業」という。）実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第 2 条 本事業の実施期間は、令和__年 4 月 1 日から令和__年 3 月 31 日までとする。

(実施場所)

第 3 条 協定書第 3 条に基づき乙が行う課外授業（以下、「授業」という。）の実施場所は、下記のとおりとする。

天王寺区民センター（所在地：大阪市天王寺区生玉寺町 7－57）

ア 2 階会議室のうち 1 室（部屋面積 52 平方メートル程度、定員 20～30 名）

イ 使用時間は、午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分までとする。

(実施内容)

第 4 条 実施内容は、下記のとおりとする。

- (1) 天王寺区内に在住する小学 5・6 年生と中学生全学年を対象に、受講生の学年及び習熟度に応じた授業や教材により、学力向上及び学習習慣の形成に資する個別指導を行う。
- (2) 1 日における授業開講数は 2 回とし、小学生は別表第 1、中学生は別表第 2 に定める時間に授業を開講する。
- (3) 授業は、講師 1 名あたり受講生 5 名程度の個別指導とする。
- (4) 授業科目は、国語、数学（小学生は算数）または英語とする。
- (5) 授業 1 回の定員は、25 名とする。

(事業内容)

第 5 条 協定書第 4 条に基づき乙が行う事業内容は、下記のとおりとする。

- (1) 本事業の実施及び運営については、下記のとおりとする。
ア 乙は、本事業を実施するにあたり、就労にかかる全ての法令を遵守しなければならない。

イ 乙は、第3条に定める実施場所の使用時間の範囲内で、準備及び片付けの時間を含め、本事業の目的が最大限達成できるよう授業スケジュールを計画し、実施する。

ウ 乙は、事前に甲と調整のうえ、基礎学力の向上等、受講生の習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を目指した事業実施計画書を作成し、計画書に掲げた内容に基づき、誠実に運営を行う。なお、事業実施計画書には、実施体制及び年間の工程表を明記する。

エ 乙が授業を企画する場合は、受講生の習熟度に応じた指導内容となるように、受講生の習熟度の分析を行った結果を反映させることとする。

(2) 教材及び資料等の用意並びに受講料の設定及び徴収については、下記のとおりとする。

ア 教材及び資料等の用意は乙が行う。なお、指導にあたり、受講生の希望により学校で使用する教科書等を使用することを妨げない。

イ アで使用する教材及び資料等は、互いに相手方からの書面による許可なしに、他の目的に流用すること及び第三者に渡すことをしてはならない。

ウ 受講料は、小学生は月額 5,000 円（税込）、中学生は月額 10,000 円（税込）の範囲内とする。なお、本事業の受講にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されている大阪市習い事・塾代助成カードによる受講料の支払を可能とする。

エ 受講料の徴収は、乙が行う。

(3) 講師の配置については、下記のとおりとする。

ア 乙は、受講生にとって親しみやすく、指導者として人格的に優れた者を講師として配置する。

イ 乙は、講師に対して個人情報の保護等に関する法令遵守指導及び服務指導を行うことをはじめ、講師に対する労務管理を徹底しなければならない。なお、従事している講師が急病等により授業を行うことができない場合は、支障をきたすことのないように代理講師が従事できるような体制を構築することとする。

(4) 講師に対する服務指導等については、下記のとおりとする。

ア 乙は、講師がさまざまな人権問題について正しい認識をもって業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

イ 講師が勤務成績の不良または心身の故障等の事情により、業務の遂行に支障がある場合その他講師として相応しくない行為がある等、業務遂行に必要な適格性を欠くときには、甲は講師の交代を申し入れることができるものとする。

(5) 受講生の募集及び受付については、下記のとおりとする。

ア 甲は、乙との調整を経たうえで受講生募集チラシを作成し、天王寺区内の市立小・中学校に在籍する小学4・5・6年生及び中学生に配付するほか、保有する広報媒体

を活用して周知を行う。

イ 乙は、受講生の申込みを先着順で受け付ける。

(6) 第3条の実施場所における使用及び管理については、下記のとおりとする。

ア 乙は、本条(1)イの授業スケジュールを、そのスケジュールを使用する月の前月1日までに甲に報告する。ただし、乙が同条(1)ウの年間の工程表に詳細な日程を設定している場合は、この限りではない。

イ 実施場所の都合等やむを得ない事情により、当初に設定した日程で実施できない場合は、甲及び乙が適宜日程調整を行うこととする。

ウ 乙は、実施場所の使用にあたっては、施設の管理運営に支障をきたすことのないよう十分に配慮し、施設管理者の指示に従うこととする。

エ 乙は、実施場所において本事業に使用する機器等を保管する場合は、施設管理者に条件等を提示して了承を得なければならない。なお、機器等を保管する際は施錠可能なケースを使用することとする。

オ 乙は、実施場所を使用した場合は、その都度使用後に実施場所の清掃を行い、使用前の状態への原状回復を行い、忘れ物やごみの放置などがないようにする。また、使用前に実施場所にあった忘れ物等については、速やかに施設管理者に引き継ぐこととする。

カ 乙は、施設管理者の指示に基づき、使用後は施錠管理や消灯等を行う。

(7) 甲が乙に貸与する物品（以下、「貸与品等」という。）の取扱いについては、下記のとおりとする。

ア 貸与品等は、その品名、数量、品質、規格又は性能等を記載した借用証を乙が作成し、乙は貸与品等の引渡しの日から7日以内に甲に提出する。

イ 乙は、貸与品等を善良な管理者としての注意をもって管理する。

ウ 乙は、本事業内容の変更等により貸与品等を必要としなくなった場合は、甲に速やかに甲に返還する。

エ 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代替品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償する。

また、当該代替品については、その機能等について甲が精査を行い、その結果、瑕疵が発見された場合は、甲は乙に対しその修補もしくは交換を請求することができる。

(8) 受講生の安全管理については、下記のとおりとする。

ア 乙は、受講生の管理として授業ごとに受講生の出欠管理を行う。なお、事前連絡なく欠席した受講生については、家庭に連絡し、事故等によるものでないか確認する。

イ 乙は、受講生の実施場所までの往復及び授業実施中における事故等に対し、乙の負担で損害保険に加入する。

(9) 本事業を実施するにあたり発生する経費の負担については、下記のとおりとする。

ア 乙は、甲が負担する受講生募集チラシ作成に係る印刷経費を除き、本事業に関する一切の経費を負担する。

イ 暴風その他の自然災害、その他の事由により会場の利用が急遽不可能となり授業を中止する場合、当該中止に伴い発生する一切の費用は、乙が負担する。

ウ 乙は、第3条の実施場所の使用料、並びに使用する際に発生する光熱費を負担しない。

(10) 本事業を行うにつき生じた一般的損害（本条(12)に定める損害を除く。）については、下記のとおりとする。

ア 乙は、本事業の完了前に本事業を行うにつき生じた損害（本条(12)に定める損害を除く。）の費用を負担する。

イ アの損害（保険によりてん補された部分がある場合は、これを除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(11) 災害発生時における対応については、下記のとおりとする。

ア 災害発生時においては、乙は、当初に設定した日程で開講ができないと判断した場合、速やかに甲に連絡し、対応を調整する。

イ 災害が開庁時間外に発生したため、乙が甲に連絡が取れない場合においては、開講するか否かの判断は乙が行う。この場合、乙は連絡が取れる状況になり次第速やかに甲に事後報告を行い、以後の対応について調整を行う。

ウ 開講時に災害が発生した場合は、乙は施設管理者の指示に従い受講生の安全を確保するとともに、甲に連絡し、以後の対応について調整を行う。

(12) 第三者に損害を及ぼした場合は、下記のとおりとする。

ア 本事業の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、ウに定めるものを除き、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

イ アによる賠償額（保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適當であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

ウ 本事業を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由

により第三者に及ぼした損害（保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、本事業を行うにつき乙が善良な管理者としての注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

エ ア～ウの場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たる。

(13) 本事業を実施する際のその他の遵守事項については、下記のとおりとする。

ア トラブルや事故が生じた場合、乙は甲に速やかに連絡するとともに事故報告書を提出する。

イ アについて、乙はトラブルや事故が緊急または重大である場合等は、直ちに施設管理者へ報告し、必要に応じて施設の営業時間内に空き室等を使用して事実確認を行うなど、関係者に配慮しつつ早期解決に努める。

ウ その他、乙は甲と乙が同意する事項を遵守する。

（個人情報取扱い）

第6条 乙は、協定書第6条に基づき乙が遵守する個人情報の取扱いについて、下記に定める事項をふまえ、本事業において収集した個人情報及び事業に係る全てのデータ（以下、「個人情報等」という。）について細心の注意をもって管理し、漏えい、滅失、き損、紛失等（以下、「漏えい等」という。）が生じないように本事業を実施しなければならない。

- (1) 乙は、個人情報等は本事業目的の範囲内で利用し、第三者には提供しない。ただし、甲の書面による承諾があればこの限りではない。
- (2) 乙は、甲から提供された資料、貸与品等及び事業を行う上で得られた乙の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下、「記録媒体等」という。）上に保有する全ての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定め、管理状況を記録する等適正に管理する。
- (3) 乙は、記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理する。
- (4) 乙は、本事業終了後は、個人を特定できる情報及びデータにかかる記録媒体等を速やかに廃棄、消去又は返却等を行い、甲へ報告を行う。
- (5) 乙は、オンライン学習等を利用する際には、サーバーやクラウド等に保存されるアカウント登録等で本名の使用を避ける等により個人情報等の流出が生じない仕組みを構築するよう努める。
- (6) 乙は、甲が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に

持ち出してはならない。また、ソーシャルネットワークサービス（以下、「SNS等」という。）において受講生等の個人情報等が流出しないよう、特に留意しなければならない。

(7) 本事業従事者と受講生との間でSNS等に関わる情報の授受は、甲が乙との協議の上で認めたものを除き、一切行わない。

(8) 乙は、本事業従事者その他関係者について、(1)～(7)の内容を遵守させるために必要な措置を講じる。

(9) 乙は、個人情報等のほか、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(10) 本条(2)～(9)に定めた内容は、協定書の解消もしくは有効期間が満了した後においても、同様とする。

(11) 甲は、乙の個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、乙に対し改善を求めるとともに、甲が乙の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで事業を中止させることができる。

(12) 乙は、事業を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、乙から複製についての同意にかかる依頼の書面が甲に提出され、甲がこれに書面によって同意を行った場合はこの限りでない。

(13) 本条(12)ただし書に基づき作成された複写複製物については、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等原本と同様に管理すること。

2 本事業を実施するにあたっての個人情報等の保護状況に関する検査の実施については、下記のとおりとする。

(1) 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。

(2) 乙は、甲の立入検査の実施に協力する。

(3) (1)の立入検査の結果、乙の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、甲は乙に対し、その改善を求めるとともに、乙が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、事業を中止させることができる。

(実施報告)

第7条 協定書第9条に基づき乙が行う実施報告は、下記のとおりとする。

(1) 乙は、毎月の実施内容を月例報告書にまとめ、翌月10日までに甲に提出する。

(2) 乙は、毎年の実施内容を年例報告書にまとめ、令和__年4月30日までに甲に提出する。

(3) 乙は、7月下旬、12月下旬及び翌年3月下旬に受講生アンケートを実施する。なお、アンケートの内容は、事前に甲及び乙が調整する。

(4) 甲及び乙は、上記アンケートで得られた内容に基づき事業内容や改善点等に関し意見交換を行う。

(その他)

第8条 本事業における総合的企画、事業遂行管理、事業の手法の決定及び技術的判断等は、委託することはできない。

2 本細則に定めのない事項については、その都度、甲と乙において適宜協議又は調整を行い、決定する。

以上を証するため、協定書細則2通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和__年4月1日

甲 大阪市天王寺区真法院町20番33号
大阪市
協定書細則締結担当者
天王寺区長

印

乙

印

【別表第 1】

小学生の授業

授業曜日	1 時間目	2 時間目
月曜日及び木曜日	午後 5 時 30 分から 6 時 00 分	午後 6 時 00 分から 6 時 30 分

【別表第 2】

中学生の授業

授業曜日	1 時間目	2 時間目
月曜日及び木曜日	午後 7 時 00 分から 7 時 50 分	午後 8 時 00 分から 8 時 50 分